

# JWU女子高等教育センター規程

2019年6月1日制定  
2021年4月1日改正

## (設置)

第1条 日本女子大学（以下「本学」という。）に、JWU女子高等教育センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、本学の建学の精神、教育理念を実現するため、学生の視点に立った継続的な教育改革を教職協働で進め、本学における教育の質の向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 将来的な女子高等教育にかかる施策に関すること。
- (2) 全学的な教育及び学習支援プログラムの企画、開発及び推進に関すること。
- (3) 全学的な教授内容及び教育手法の改善並びにファカルティ・ディベロップメント（F D）及びスタッフ・ディベロップメント（S D）の推進に関すること。
- (4) 全学的な教育効果の測定並びに評価方法の開発及び実施に関すること。
- (5) 教育の国際化、情報化及び教育活動改善のための教育環境の整備に関すること。
- (6) 国内外の高等教育に係る情報収集、調査及び研究並びに連携に関すること。
- (7) その他センターの目的達成のために必要な事業に関すること。

## (組織)

第4条 本センターは、次の構成により運営する。

- (1) 所長 1名
- (2) センター委員 若干名
- (3) 研究員 若干名
- (4) 事務職員 若干名

2 構成員は、原則として第8条に定めるいづれかの部門の業務を担当する。

## (所長)

第5条 所長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。

- 2 所長は、日本女子大学の教授のうちから、学長が任命する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長が欠けたときは、後任者の任期は前任者の在任期間とする。

## (センター委員)

第6条 センター委員は、本学の専任教職員の中から所長の推薦により運営委員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター委員は、第3条に定める事業に関する業務に従事する。

3 センター委員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充することができる。

4 センター委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第7条 センターに、研究員を置くことができる。研究員は運営委員会の議を経て所長が委嘱する。

2 研究員の専攻、職務、勤務条件、報酬等は、別に定める。

(部門)

第8条 第3条の事業を遂行するため、センターに次の部門を置く。

(1) 高等教育部門

(2) 教育方法改善部門

2 所管する各事業を推進するため、前項各部門にプロジェクトを開設することができる。

3 プロジェクトのメンバーは、各学部等（通信教育課程を含む）と調整のうえ、センター構成員以外の者も選出することができる。

(部門長)

第9条 前条第1項に定める各部門に、部門長を置く。部門長は、当該部門の業務を所掌する。

2 部門長は、センター構成員のうちから、センター所長が指名する。

(運営委員会)

第10条 センターの目的及び事業を達成するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は全学的な組織として、次の委員をもって構成する。

(1) JWU女子高等教育センター担当理事

(2) センター所長

(3) 事務局長

(4) 総合企画部長

(5) 学務部長

(6) 学務部事務部長

(7) その他所長が指名した者

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) センターの運営に関する基本方針

(2) 第3条に定めるセンターの事業に関する事項

(3) センターの事業に係る自己点検・評価、改善及び改革に関する事項

(4) センターの人事に関する事項

(5) センターの予算に関する事項

(6) その他センターの運営上必要な事項

4 運営委員会は、所長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させることができる。

(運営委員会の委員長)

第11条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(事務)

第 12 条 本センターの事務は、総合企画部大学改革推進室が行う。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規程は、センターの運用状況、実施効果等を勘案し、第 2 条の目的の達成状況を評価した上で、施行後 3 年以内に見直しを行う。

附 則（設置者、運営委員会構成員及び改廃規定の変更に伴う改正）

3 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。